

【事業計画策定事業について】

Q 1 事業再構築補助金の国への申請が不採択となった場合でも補助対象となりますか。

A 1 対象となります。

Q 2 「経営革新等支援機関が適当と認めた者」とは、明確な基準等がありますか。

A 2 次のいずれかの基準を満たしている必要があります。

- 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、技術士その他公的資格を有する者
- 会社などの管理者または技術者などとして10年以上の実務経験を有する者
- 経営診断、販路拡大、商品開発などの中小企業者の支援に3年以上の経験を有する者または当該分野において相応の実績を有すると認められた者
- 技能などに関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に5年以上の経験を有する者

Q 3 「国の事業再構築補助金の採択又は不採択の通知書の写し」とは、どのようなものですか。

A 3 採択又は不採択の結果及び受付番号が確認できるパソコン等の画面を印刷したものです。

Q 4 国の事業再構築補助金に係る認定支援機関等への報酬の支払を証する書類とはどのようなものですか。

A 4 領収証や振込通知書等です。また成功報酬と手数料が合算されている場合は、分けて記載してください。※成功報酬は補助対象外となります。

Q 5 認定支援機関確認書（別紙）は必ず提出が必要ですか。

A 5 国の事業再構築補助金を申請した際の認定支援機関と、当該申請に係る報酬の支払先の機関が異なる場合は、認定支援機関確認書（別紙）が必要になります。

【事業再構築促進事業について】

Q 6 事業再構築促進事業は、国に事業が採択されたら、すぐに申請できますか。

A 6 できません。実績報告を完了し、国の交付額が確定されてからの申請となります。

Q 7 「国の事業再構築補助金の実績報告書類の写し」とは、こういった書類ですか。

A 7 実績報告の際に国へ提出した様式第6の別紙1（補助事業実績報告書）及び様式第6の別紙2（経費明細表）のことです。

【共通】

Q 8 主たる事業所が東広島市外にある場合でも補助対象となりますか。

A 8 原則として補助対象外です。ただし、国の事業再構築補助金の補助事業の主たる事業実施場所が東広島市内であれば、補助対象となります。

Q 9 事業計画策定事業と事業再構築促進事業は同時に申請しなければいけませんか。

A 9 同時に申請する必要はありません。また、別々に申請することも可能です。

Q 10 東広島市事業再構築促進サポート補助金を代行申請する際の手数料は、補助対象となりますか。

A 10 市への申請に係る手数料は、補助対象外となります。